第３７号様式(第３条関係)

**景観チェックシート③【地域区分：湖と里の地域】**

行為者(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

**＜景観形成の方針＞**

相模川沿いの台地上に広がる市街地や集落では、地域の歴史的・文化的景観資源を生かし、周辺に広がる田園や山々の豊かな自然と一体となった、潤いのある景観形成を目指します。

**＜建築物の景観誘導指針＞**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 配慮事項 | 該当の有無 | | 景観形成のために配慮した事項 |
| 有り | 無し |
| ①共通誘導指針 | | 住宅地では、勾配屋根を基本とし、素材及び色彩を落ち着いたものとし、豊かなみどりと水に調和したまちなみ景観とする。 | □ | □ |  |
| 相模湖周辺の観光地では、地域の活性化を図るため、自然と商業、レジャー等とが一体となった魅力ある景観形成に努める。 | □ | □ |  |
| 湖周辺に点在する景勝地等からの眺望に配慮した景観とする。 | □ | □ |  |
| 背景となるやまなみや湖と調和した景観形成に努める。 | □ | □ |  |
| 地域に点在する歴史的資源である津久井城址、小原宿本陣や旧吉野宿、峰の薬師や地域での祭りなど、歴史・文化を生かした景観形成に努める。 | □ | □ |  |
| ②個別指針 | 配置 | 歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源の周辺では、景観上の影響を極力避けるよう、建築物の配置等に配慮する。 | □ | □ |  |
| 景勝地等からの景色を阻害しないよう、建築物の配置等に配慮する。 | □ | □ |  |
| 形態  ・  意匠 | 集落地に隣接する場合は、集落の持つスケールと著しく異なる規模及び外観とならないよう工夫する。 | □ | □ |  |
| 住宅地では、金属系の素材(銅版葺は除く。)は  できるだけ使用しないよう努める。 | □ | □ |  |
| 屋根や壁面は、光を強く反射する素材は避け、親しみの感じられる素材とする。 | □ | □ |  |
| 歴史・文化が感じられる地域では、それらの景観資源を生かした意匠や自然素材の使用に努める。 | □ | □ |  |
| 建築設備等は、屋上への設置を極力控える。 | □ | □ |  |
| 色彩 | 住宅地の外壁は、暖かく落ち着きのある暖色系色相の低・中彩度色を基本とし、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 | □ | □ |  |
| 住宅地の屋根は、まちなみの連続性に配慮し、暖色系色相又は無彩色の低明度、低彩度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 商業地では、豊かな水やみどりを背景とした自然的な雰囲気のあるまちなみが形成されるよう低彩度色又は暖色系色相の中彩度色を基本とし、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 | □ | □ |  |
| 相模湖周辺の観光地では、自然景観に配慮しつつ、暖色系色相の低・中彩度色を基本とし、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 | □ | □ |  |
| 工業地では、施設相互の色彩を揃え、すっきりとした清潔感のある低彩度の色彩を基本とし、周囲から突出しやすい高明度色は避ける。 | □ | □ |  |
| 大規模な壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。 | □ | □ |  |
| アクセントカラーの使用はできるだけ避ける。 | □ | □ |  |
| フェンス等の色彩は、こげ茶、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 緑化 | 住宅地では、生垣等の緑化を図る。 | □ | □ |  |
| 樹種は、できる限り地域に根ざしたものを選定する。 | □ | □ |  |
| その他 | 屋外設備及び駐車場等の附属施設は、建築物と一体的なデザインとする。又は緑化等による修景に努める。 | □ | □ |  |
| 道路沿いに塀等を設置する場合は、透視可能なフェンスや生垣又は板塀を基本とする。 | □ | □ |  |
| 敷地の土留め等は、石積み等の自然素材の使用に努める。 | □ | □ |  |
| 過激な光の拡散や点滅するネオンや液晶パネル等の使用は避ける。 | □ | □ |  |

備考

該当する□にチェックしてください。